## 任意継続組合員被扶養者取消申出書

被扶養者を取り消す際、添付書類とともに提出してください。組合員が喪失する際は提出不要です。

任意継続組合員証記号番号	公立神奈川	(←組合員証の 6 桁の番号)			
任意継続組合員の被扶養者の認定を受けていた者が、その要件を欠くに至ったため、 取り消しを申し出ます。 公立学校共済組合神奈川支部長 殿					
年 月 組合員 氏名(署名) 住所 〒 電話	日				
被扶養者氏名		(続柄 )			
被扶養者生年月日	年 月	日 ( 年齢 歳)			
取 消 年 月 日	年	月日			
取 消 理 由	<ol> <li>就職先の健康保険に</li> <li>収入超過</li> <li>扶養替え</li> <li>その他(</li> </ol>				
資格喪失証明書の発行 (国民健康保険加入時等に必要)	必要 ・ 不要 (どちらかをOで囲んでください。)				

## 添付書類

取消日が7月1日以降の場合は、「市区町村発行の課税(非課税)証明書」の原本が必要です。

## その他の添付書類 (例)

- 就職した場合・・・就職先の健康保険証の写し、辞令の写し 等
- 収入超過の場合・・・給与明細書の写し、給与等支払証明書、年金書類の写し、確定申告書の写し 等
- 扶養替えの場合・・・新しい健康保険証の写し、扶養協議書 等
- その他の場合・・・給付グループにお問い合わせください。
- ※ 内容により、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
- ※ 被扶養者証は返納してください。 返納できない場合は、本紙下の余白にその理由を記入してください。

【送付先・問合せ先】 〒231-8309 横浜市中区日本大通 5-1 公立学校共済組合神奈川支部 給付グループ TEL: 045-210-8179

## ※共済組合使用欄

7.1.7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1			
受付印	証返納	担当者	確認者